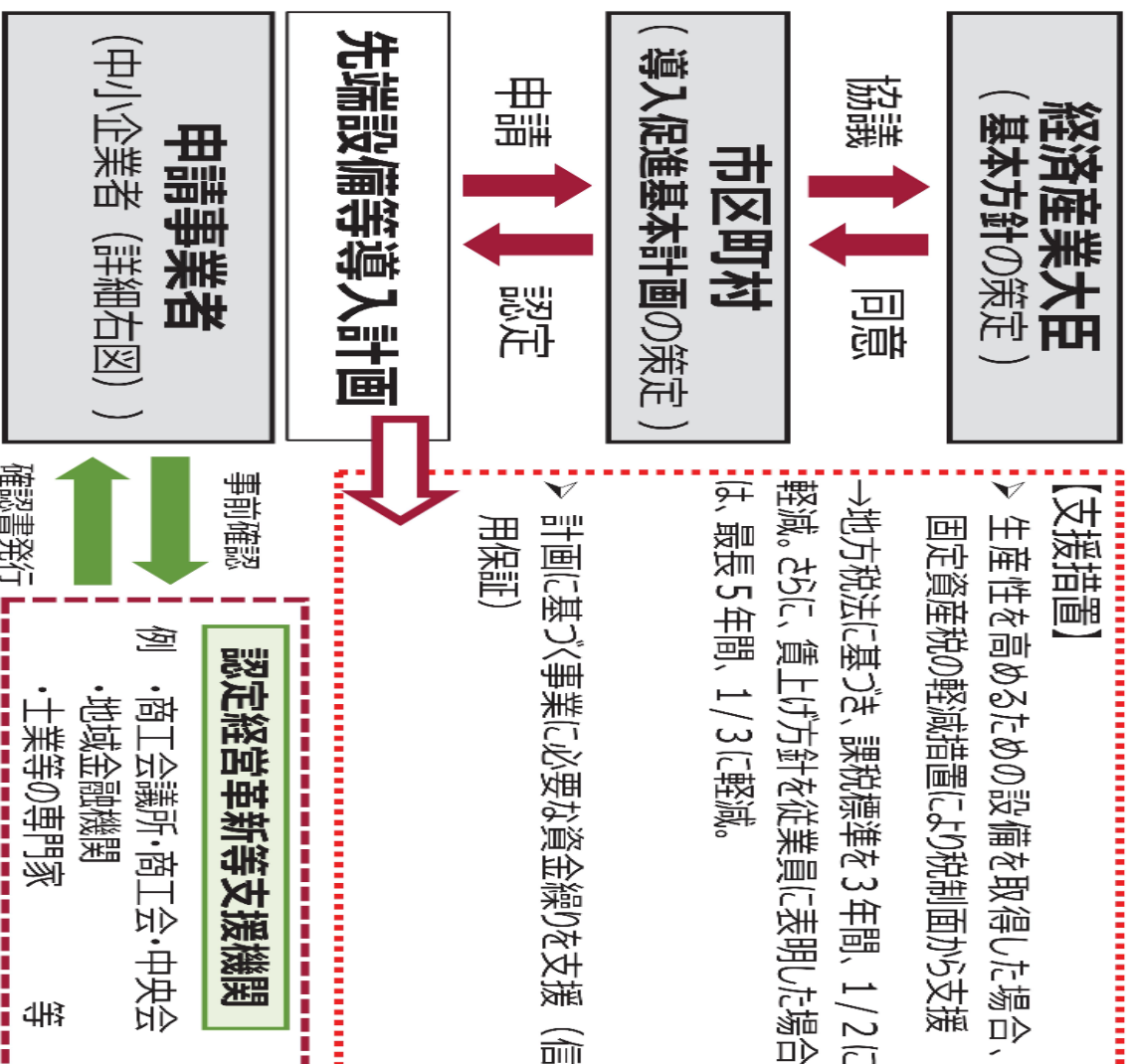


# ～先端設備等導入計画のスキーム～



## ～計画認定の対象者「中小企業者」～

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下 900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
	旅館業	5千万円以下 200人以下

\*自動車又は航空機用タイヤ及びタイヤ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますので、ご注意ください。